

令和3年度保育所等の臨時休園等への対応に係るベビーシッター利用料金助成FAQ

※本FAQは、事後申請型について記載しています。

No.	Q	A
1	助成金額はどのようになっていますか？	利用料金が2400円/h以下の場合は、1時間あたり150円との差額が助成金額となります。 それ以上の場合は、2250円/hが助成金額となります。 (例) ・利用料金1800円/h→1650円の助成 (自己負担150円) ・利用料金2500円/h→2250円の助成 (自己負担250円(150円+上限を超えている100円))
2	きょうだいを利用する場合は児童ごとの申請が必要ですか？	申請は必ず児童ごとに行ってください。 領収書等については、1部で構いません(兄弟で複数回に分けて申請する場合はそれぞれ提出が必要です)。 また、児童によって振込口座を変えたい場合は請求書兼口座振替依頼書を児童数分提出してください。
3	オプション料は助成対象になりますか？	オプション料は内容によって対象とならない場合があります。 早朝・夜間の割増料金については助成の対象となります。 助成対象のきょうだいについてのオプション料はそれぞれの申請があれば対象となります(小学生のきょうだいは助成の対象外です)。 申請の際にオプションの内容がわかる書類を添付してください。
4	キャンセル料は助成されますか？	キャンセル料は対象外です。そのほかにも、入会金、会費、保険料、物品購入等の実費等は助成の対象外です。
5	申請書、就労証明書の欄が足りません。	欄が足りない場合は、裏面をコピーして複数枚に記載し、ホチキス等でまとめて提出してください。 合計金額や表面の申請内容、就労証明書の社印は一枚のみでかまいません。
6	就労証明書は認可保育園の入園申込の時に提出したもので代用できませんか？	代用できません。 ベビーシッター利用日に就労していたことの証明のため、必ず保護者全員分の就労証明書の提出が必要です。
7	算出した1時間あたりの金額に小数点以下がある場合はどうすれば良いですか？	小数点は切り捨てて計算してください。
8	育休中の児童は助成対象ですか？	育休の対象児童は助成対象外です。 しかし、育休対象の児童のきょうだいは助成対象となります。
9	内閣府のクーポンや会社の福利厚生と併用できますか？	併用できます。 お支払い時にクーポン等を利用された場合は、その金額を除いた実費が助成対象となります。
10	領収書は原本での提出が必要ですか？	コピーでも可です。
11	助成金の振込先口座は、申請者本人の名義でないとダメですか？	申請者本人名義以外でも可です。
12	ベビーシッター要件証明書とはどのようなものですか？	保育にあたるベビーシッターが、保育士等の有資格者であるか、ベビーシッター事業所等による研修の終了者であることを、事業者が証明するものです。
13	ベビーシッター要件証明書は、必ず提出する必要がありますか？	資格者証の写しが添付できない場合、提出してください。 保育にあたるベビーシッターが、複数いる場合、全員分の提出が必要です。